

# 小規模国際会議における合理的配慮について

— 日英両言語による情報保障を行った例 —

古田 弘子\*・山田 京子\*\*・金澤 真実\*\*\*

## Reasonable accommodations for people with disabilities at a small-scale international symposium: Providing information accessibility in both Japanese and English

Hiroko Furuta\*, Kyoko Yamada\*\*, Mami Kanazawa\*\*\*

(Received October 1, 2019)

The present study reported the provision of information accessibility for people with hearing and visual impairments with the aim of allowing them to assume the role of speaker, chairperson or discussant, at a small-scale international symposium where both Japanese and English are used.

First, both sign language interpretation and remote Communication Access Realtime Translation (CART) services, which display spoken words on a screen, were used for Japanese language users with hearing impairments. An English version of CART was shown on tablet PC for English language user with hearing impairments. The information accessibility for Japanese users with hearing impairments was generally satisfactory from preliminary discussions and arrangements made in advance with people involved, while there was limited preliminary discussion with English users with hearing impairments. Second, examples were presented for assisting information accessibility and mobility for both Japanese and English users with visual impairments, to assume the role of a chairperson after preliminary discussions. This study concluded that having separate roles for people coordinating ways to accommodate those with hearing or visual impairments was key to smoothly running the international symposium. In the future, remote CART services, both domestic and abroad will be considered for English users with hearing impairments.

**Key words :** Reasonable Accommodations, Disability, Information Accessibility, International Symposium

### I. はじめに

平成 28 年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行された。障害者差別解消法のもとでは、行政機関等と事業者は、個々の障害者に対して、障害者権利条約が述べる合理的配慮を提供する義務がある。

近年学術の国際交流が促進される中で、国際的なセミナー等国際会議開催の機会が増加している。国際会議においても、主催者には参加する個々の障害者に対して合理的配慮の提供が求められるところである。本稿では、日本国内で開催し、音声日本語および音声英語の通訳者(逐次・同時)がおかれる国際会議をとりあげる<sup>1)</sup>。

加藤ら(2007)は、聴覚障害者のための学会における要約筆記による遠隔情報保障について報告している。現在では大学で聴覚障害学生等のための情報保障が普及しつつあり、その方法が多様となる中で、学会における情報保障についても全文文字通訳にまで拡大する過程にあると著者らはとらえている。

一方、合理的配慮が個々の障害者のニーズに応じて提供されるものである(川島・星加, 2016)ことから、国際会議において聴覚障害者からの手話通訳へのニーズが表明されることが想定される。その際、学会や国際セミナーレベルの学術用語に対応できる手話通訳者の有無、その養成が課題になるであろう。これに関して、聴覚障害のある大学生に対する、大学授業における学術手話の手話通訳に関する研究が進められている(中野ら, 2018)。国際会議における手話通訳につい

\*熊本大学教育学部研究科 \*\*筑波技術大学大学院技術科学研究科 \*\*\*一橋大学大学院経済学研究科

ては、国際手話の使用や日本手話とのリレー通訳についてもあわせて検討が進められている(砂田, 2017)。

また、視覚障害とは視覚からの情報が阻害される情報障害である(工藤, 2016)。視覚障害者は移動または音声情報及びコミュニケーションの保障を必要とし、具体的には、スクリーンリーダーが読み上げない画像の読み取り、会議場での自分の位置やお手洗いを含む場所の把握に関する困難をもつ(堀, 2014)。

また、国際会議に参加する障害者への合理的配慮を検討するときに、障害のある人が、国際会議にオーディエンスとして参加するのみならず、主催者あるいは司会やコメンテータとして参加する場合を想定する必要があるだろう。その際には、どのような合理的配慮が必要なのか。たとえば、音声情報の取得には障壁のない視覚障害者が、国際会議に主体的に参加する際に求められる合理的配慮とはどのようなものか。

以上、国際会議において、日本語使用者である障害のある人に対する合理的配慮のあり方に関する問題について述べた。

次に、海外から来日する英語使用者である参加者に障害がある場合の、彼らへの合理的配慮についてはどうであろうか。この場合にあっても、個々の障害のある人のニーズに応じて、非過重負担の配慮を検討することが求められることには変わりはないであろう。

国際会議における合理的配慮提供のノウハウは、一部の障害者団体では経験則として、あるいは内部資料として蓄積されているであろう。しかしながら、これまでのところ、そのノウハウを必要に応じて誰もが閲覧・入手できる状態にはなっていないように思われる。

著者らは、海外からの英語使用者の聴覚障害者を講演者として迎えるとともに、司会者やコメンテータとして国内から障害のある人が参加する小規模の国際会議を運営する機会を得た。そこで、著者らが会議開催時に合理的配慮を提供するために行った事柄について整理し報告することで、今後への一資料としたい。

本会議に国内から参加した障害者の障害種は、聴覚障害と視覚障害である。この中で視覚障害については、その障害特性から情報保障だけでなく移動支援についても検討する必要がある。

なお、著者らのうち第2著者は聴覚障害者への、第3著者は視覚障害者への支援経験を有する。

本研究では、国内で開催する日英両言語を用いる小規模国際会議における合理的配慮のあり方について検討することをねらいとして、聴覚または視覚に障害がある人が、会議進行上の役割を円滑に遂行できるように提供した情報保障について報告することを目的とする。

## II. 会議の概要

本稿でとりあげる国際会議は、2019年5月18日に熊本で、5月19日に東京で開催した「2019 インド女性と障害会議 in Kumamoto & Tokyo」のうち、東京での会議である。

両日ともに、インドから英語使用者である2人の研究者を講演者として迎えたが、そのうちの1人は聴覚障害のある人であった。また、会議運営にあたった司会者は視覚障害がある人、コメンテータ2人のうち1人は聴覚障害のある人であった。

当該会議の詳細については、別稿で報告する。なお、天候事情により東京会場への講演者の到着が30分遅れたため、その時間帯は臨時的なプレ討議を行った。

会議の日英同時通訳については、一企業に見積もり依頼を行った後、2人の通訳者派遣を受けた。また、同時通訳機材操作者2人の派遣を受けた。

本会議については、チラシ、ポスター、ウェブ等で開催を周知した。その際、日英音声通訳の他、手話通訳および遠隔文字通訳の準備があることを明記した。なお、遠隔文字通訳は近年急速に普及してきており、要約ではなく、可能な限り全文文字通訳を行うことをめざすものである。

これ以外に、事前の申し込みにより視覚障害者用のテキストデータを配布するという情報保障案内を行った。視覚障害のある参加者は、司会を担当したR氏のみであり、情報保障に使用した言語は日本語であった。なお、R氏は日本に在住して15年程度の、英語・日本語ともに堪能な外国人研究者である。

以上を踏まえ、本会議で行った合理的配慮の種類を表1に示す。

表1 会議で提供した合理的配慮の種類

	使用言語		合理的配慮の種類	
	聴覚障害者	日本語	手話通訳	遠隔文字通訳
	英語		PC テイク	
視覚障害者	日本語	情報保障・移動支援		

以下では、最初に聴覚障害のある人への情報保障について、次に視覚障害のある人への情報保障について報告し、最後にまとめと考察を行う。その際、情報保障および移動支援に関する事前の準備、当日の人的および技術的対応、利用者による評価、小括の順で述べる。

### Ⅲ. 聴覚障害者への情報保障について

#### 1. 事前の準備

##### (1) 手話通訳

手話通訳については、学術的な手話通訳に関する実績があるという理由から、一企業に手話通訳者派遣の見積もりを入手した後発注を行い、2人の通訳者の派遣を受けた。

会議開催前には、電子メールで打ち合わせを行ったほか、海外からの講演者の発表概要の邦訳を送付した。

さらに、当日の会議開始前には、日本語と英語の用語の手話表現の確認を行った。

##### (2) 遠隔文字通訳

遠隔文字通訳については、一団体から見積もりを入手した後依頼を行った。当日は送受信担当コーディネータが1人来場した。コーディネータとは、会議開催日以前には電子メールにより打ち合わせを行った。特に、音声データの送信方法について打ち合わせを行った。具体的には、会場の生音を拾うか、ワイヤレスマイクの音をミキサーで拾い、その音をケーブルでタブレットPC（以下、タブレット）につなぐことができるか、またケーブルで直接タブレットに音を送ることができる場合、使用できるケーブルの種類等についての打ち合わせを、同時通訳機材操作者ともやりとりしながら検討した。

また、海外からの講演者の発表概要の邦訳を送付した。

当日の会議開始前には、会場で打ち合わせとセッティング補助を行った。すなわち、会場のレイアウトを確認し、日本語の文字を表示するスクリーンを設置し、日本語のブースと日英通訳用アンプの位置の確認、日英通訳用アンプからのケーブルを遠隔文字通訳用タブレットにつなぐ作業の補助を行った。

##### (3) 英文 PC テイク

英文のPCテイクのテイカーを、東京都内の大学教員を通してアルバイトとして募集した。ネイティブ・スピーカーに近い英語力を有するという条件で、2人を配置することができた。そのうち1人は、PCテイクの経験者であった。

次に、これらの英語入力者に対して、IPTalk（PCテイクのアプリ）<sup>2</sup>の本会議用手引き書を作成し、テイカーにその事前練習と指慣らしを依頼した。また、講演者の居住地がインドであることを伝え、当該地域の英語への耳慣らしを促した。

##### (4) 英語使用者との連絡調整

英語使用者である講演者とは、事前に電子メールで打ち合わせを行った<sup>3</sup>。情報保障のニーズに関する会

議開催者側からの問い合わせに対して、講演者からは「手話は用いない」、「パソコンで文字を示してもらえばよい」という回答は得られた。しかし、それ以上の詳細な要望は出されなかった。

そこで、会議開催側で実施可能だと判断した英文PCテイクを行うことにした。

一方、手話通訳者に講演概要の邦訳を事前送付するために、講演者2人に講演概要の事前送付を依頼した。これについては、当初は講演者から事前送付を躊躇されるということがあった。

#### 2. 当日の人的および技術的対応

##### (1) 日本語使用者への情報保障

###### 1) 機材の配置図

当日の機材の基本的配置図を図1に示した。以下、図1から図4では、タブレットをTBと記す。

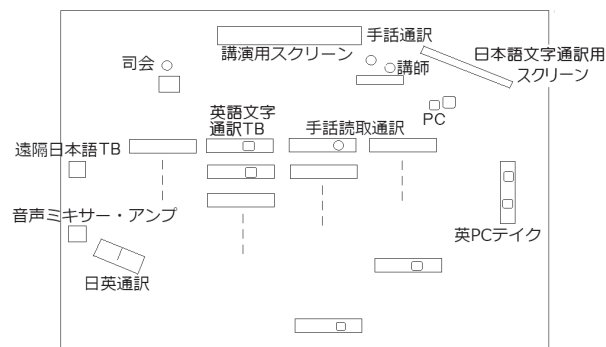


図1 機材の基本的配置

本会場では、中央スクリーンの右にパソコンをつなぐケーブルが固定されており、長さに制限があったため、講演者の立つ位置が中央スクリーンの右、司会者は左にという配置になった。

そこで、聴覚障害者用情報保障席を会場全体の正面に向かって左寄りに設定した。その席から見ると、中央スクリーン、手話通訳、講演者、日本語文字通訳用スクリーンという順に並ぶため、全体的にまとまって視界に入るという理由からである。手話通訳者は一般的に講演者の近くに立つことがのぞましいので、講演者がスクリーン上のデータを指し示して説明する場合を想定し、手話通訳者は講演者と資料表示用スクリーンとの間に設定した。

前方の配置が決まると、左側面に同会場にいる英語のPCテイカーの位置が決まった。さらに、右側面に日英通訳のブースの位置も定まり、それに伴い音声アンプの位置も定まった。最後にアンプから近いところに、日本語音声を送るためのタブレットの位置を定めた。

なお、海外からの講演者以外に、英語のPCテイク

が必要な参加者のためにタブレットを複数台設置した。

また、車いす利用者用の席は、正面に向かって右寄りに、筆記用の机とともにセッティングした<sup>4</sup>。

2) 音声言語の流れ

会場を流れる音声は、マイクで発話し、会場全体のスピーカーに、話者の音声または手話通訳者による読み取り（日本語）音声流れるように設定された。

日英通訳の音声は、常にイヤホンに配信される。発話者は日本語または英語の音声を発信するため、会場の参加者は、2チャンネル対応のレシーバー付きイヤホンを配布され、1チャンネルは日本語、2チャンネルは英語が流れるように設定し、自分の必要なチャンネルで聞くように促された。

これは、一般的な日英音声通訳の方式であり、詳細は割愛する。

3) 日本語による発話の文字通訳による情報保障

日本語による発話の文字通訳による情報保障について図2に示した。

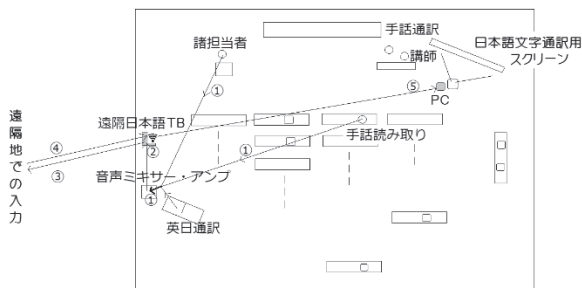


図2 日本語文字通訳の流れ

主催者挨拶や手話読み取り、英日通訳の日本語をマイクで集音し(①)、音声ミキサーでイヤホンに配信すると共に、遠隔日本語PCテイクをするためのタブレットに有線で音声を送る(②)。受信した音声をPCからT-TAC Caption(遠隔情報保障システム)<sup>5</sup>を使いネット経由で、日本語の文字入力を行うPCテイク者に送信する(③)。今回依頼した団体によれば、遠隔地4箇所配信したという。

遠隔地のPC入力者は、T-TAC Captionで聞き取った音声を元に、captiOnline(文字通訳システム)<sup>6</sup>を使って、連携入力という形態で日本語を入力する。入力された日本語の文章をcaptiOnlineで東京の当会議場にネットで送信し(④)、会場の送受信担当コーディネータのPCで受信する。captiOnlineで受信された日本語は、無線通信(wifi)を使ってスクリーン前のタブレットに送信され(⑤)、受信したタブレットの画面がプロジェクターによって映し出されるという流れで、日本語の文字が表示された。

スクリーンの文字表示においては、従来の入力確定

後の表示ではなく、利用者にとってできるだけ情報のリアルタイム表示を提供するために、あえて入力過程も字幕表示するという形を取り、同時性の担保を試みた。

(2) 英語使用者への情報保障

1) 英語による発話の英語文字通訳情報保障(PCテイク)

図3に、英語音声の英語音声の英語による文字通訳情報保障について示す。

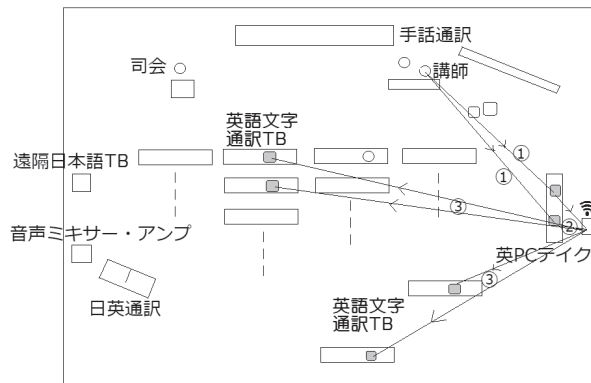


図3 英語音声の英語文字通訳の流れ

話者が英語で話す場合は、直接会場を流れる英語を聞いて(①)、会場にいるPCテイク者がIPTalkで連携入力し、wifiを使って(②)、英語の文字通訳用タブレットPCに英文を表示した(③)。

ここでは、IPTalkViewer(文字通訳表示アプリ)<sup>7</sup>とIP音声(文字通訳、音声文字変換表示アプリ)<sup>8</sup>を使用した。

2) 日本語による発話の英語翻訳後の文字通訳による情報保障(PCテイク)

図4に、日本語音声の英語による文字通訳情報保障について示す。

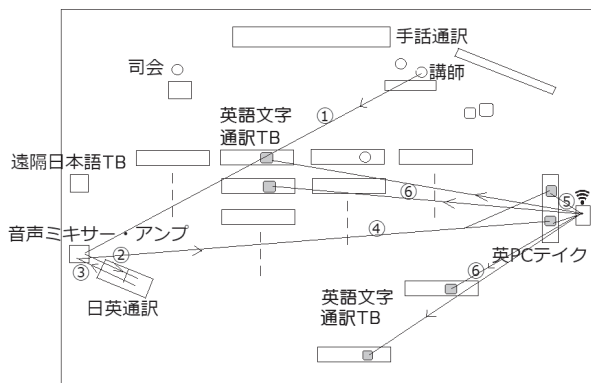


図4 日本語音声の英語文字通訳の流れ

話者が日本語を話す場合は、一度ミキサーを通して(①)、日英通訳に届く(②)。英語に翻訳された英文

がミキサーを経由して (③) イヤホンに届く (④)、イヤホンに届いた英文を PC テイカー連携入力し、wifi を通じて (⑤)、英語の文字通訳用タブレット PC に英文を表示した (⑥)。

### 3. 情報保障利用者による評価

まず日本語使用の聴覚障害者による評価について述べる。シンポジウム終了後連絡がとることが可能であった聴覚障害者3人に、直接(1人)およびメール(1人)、コミュニケーションアプリ(1人)を通して情報保障に関する評価について聞き取りを行った。

手話通訳のみの利用者(1人)からは、「適切な手話通訳がなされていた」という聞き取りが得られた。文字通訳のみの利用者(1人)からは、「文字情報が適切に提示されていた」という聞き取りが得られた。また、音声情報と文字通訳両方を利用した聴覚障害者(1人)からは、「文字通訳には、配置も含めてストレスはなかった」という聞き取りが得られた。

次に、英語使用の聴覚障害者による評価について述べる。英語使用の聴覚障害者からは、電子メールを通して、以下の2点の聞き取りが得られた。

第一にスクリーンの大きさについて、「これまでの文字通訳の情報保障の経験では大きなスクリーンに提示されていたが、今回のようにタブレットが手元にあると、講師を見たり、手元を見たりするので不便であった。日本語と同様に、英語文字の大きなスクリーンがあるとよかった」という聞き取りが得られた。

第二に、文字情報の質については、「フルセンテンスで提示されないときがあり、正確に理解できているのかどうか確信がもてない場面があった」という聞き取りが得られた。

### 4. 小括

本節では、聴覚障害者への情報提供について、事前の準備から情報保障利用者による評価に至るまで整理し、特に英語使用者への PC テイクの試みについて紹介した。

事前の準備の中でも、手話通訳者および遠隔文字通訳者に対しては、講演概要の邦訳をあらかじめ送付することが重要であること、当日は会場で機材の配置を決定することが重要であることが明らかになった。

特に、海外からの講演者の場合、合理的配慮の提供に関連する意識啓発・技術提供に関する前提がそれぞれ異なる土俵に立った異文化間交渉を行うことになるため、例をあげれば、手話通訳者への事前資料送付に関する約束事などに関する丁寧な説明が必要となることが示唆された。

## IV. 視覚障害者への情報保障について

### 1. 事前の準備

司会者を含め、コメンテータ、関係者などとの事前打ち合わせは、随時電子メールを利用して行い、前述したように講演原稿やコメント案などの事前資料は Word 文書で電子メールに添付し送付した。

当日は、R 氏指定の近隣駅と会場の往復に、同行援護者を配置した。

講演会開始前に、R 氏と金澤は最終打ち合わせを行った。その結果、R 氏への情報保障として、金澤が① R 氏の横に着席し適宜会場内の様子を伝えること、②司会用ブースと司会者席との往復(3~4メートル)時に「手引き」<sup>9</sup>すること、③質疑応答時に質問者を指名するため、挙手した人の情報を伝えること、の3点を確認した。

手話通訳者から「手話通訳の終わるタイミングを見計らって話を続けてほしい」との要望が司会者に対してあったため、必要に応じて金澤が R 氏にそのタイミングを知らせることとした。

講演者の到着が開会に間に合わず臨時的なプレ討議を行うことになった場面では、プレ討議において必要な関係者の名前などの情報を金澤が R 氏に伝えた。

### 2. 会議の場での人的対応

金澤は R 氏を「手引き」し講演会場に入り、会場全体の大きさ、机と椅子の数や並び方、参加者の様子(男女、おおよその年齢層など)を伝えると共に、司会者席と司会ブースの場所や手引きの確認などを行った。具体的には、金澤のコメント時には司会ブースの後ろの席に R 氏が留まること、質疑応答時は R 氏が司会ブースにいることなどである。視覚障害のある人にとって、会場全体の大きさや机や椅子の並ぶ方向などを伝えることは、自分がどのような場所にいるのかを把握するのに必要な情報であると考えたためである。

講演会開催中の司会者への合理的配慮としては、適宜会場内の様子を伝えること、打ち合わせたタイミングで司会用ブースと司会者席との往復時に「手引き」すること、質疑応答時に挙手した人の情報を伝えることを行った。特に今回は、プログラムの時間配分を講演者の到着時間に合わせて変更する必要があり、講演者の到着と同時にそれを R 氏に伝えた。次に、司会者席から司会ブースまでの「手引き」を7回行った。具体的には、司会者席から司会ブースまで「手引き」を行い、ブース到着後は R 氏の手をマイクに沿えることである。それによって、R 氏はマイクの位置を確

認し、身体の方角を合わせることができる。その後、金澤は司会者後方の会場壁際で待機し、終了後は再び司会ブースから司会者席への「手引き」を行った。

講演後に休憩をはさんでコメンテータからのコメントがあり、R氏は会場からの質問を受け付けた。質問者の挙手があったのでR氏に伝え、R氏は質問者を指名した。続いて、さらに質問者を募ったが挙手がなかったため、その状況をR氏に伝え、講演者からコメンテータへの応答に移る判断の一助とした。

講演終了後は、講演者への挨拶のためR氏を講演者のところまで「手引き」し、その後は駅までの同行援護者へ引継ぎ、情報保障および移動支援が終了した。

### 3. 情報保障利用者による評価

R氏からは、今回の情報保障について、以下の4点について聞き取りが得られた。

①小規模で人員の数が限られる会議であったが、視覚障害者に対する移動及び情報保障は比較的良好に整えられていた。②初めての場所への移動は、視覚障害者にとって大きな負担となるが、駅までの往復に同行援護者の手配があったので不安なく移動することができた。③会場での事前打ち合わせ及び講演会中も移動と情報保障のための人員が常に配置されており、この点でも不足を感じることはなかった。④司会者としては、講演者とコメンテータの原稿が事前にメールにて送付されたこと、当日会場での打ち合わせが十分に行われたことで、必要な情報を手に入れることができた。

### 4. 小括

ここでは、視覚障害者が司会という立場で国際会議に参加する場合の、情報保障および移動支援の提供例について報告した。

第一に、きめ細かい打ち合わせと合意の上に、情報保障および移動支援の実践を行った例について提示した。高橋・鈴木(2016)が指摘するように、移動支援である「手引き」は情報コミュニケーションであることが示唆された。

第二に、会議開催前、直前の打ち合わせ、会議中の臨機応変な対応が必要であることを示した。

あわせて、小規模国際会議に一般参加する視覚障害者への合理的配慮として、留意点が3点見出されたのでここに記す。すなわち、①パワーポイントによる図表について講演者によるきめ細かい説明が必要であること、②会議へのアンケート依頼における配慮と匿名性の確保、③休憩時間の洗面所への「手引き」とその際のジェンダーに関する配慮、である。

## V. まとめと考察

本稿では、司会やコメンテータのような会議運営を担うことも想定して、小規模の国際会議に障害のある人が参加するための合理的配慮として、聴覚障害者に対する日英両言語による情報保障および視覚障害者に対する情報保障および移動支援を行った例について報告した。ここでは以上の報告をもとに、小規模の国際会議開催時の、障害のある人に対する合理的配慮に関する留意点および課題について検討を行う。

最初に、合理的配慮に関するコーディネータの役割を果たす者の配置について述べる。今回報告した会議においては、聴覚障害に関しては第二著者である山田が、視覚障害に関しては第三著者である金澤がその役割を担った。すなわち、聴覚障害のある人への合理的配慮に関しては、日本語使用者のために手話通訳、遠隔文字通訳、英語使用者のために英文PCテイクを行ったが、講演概要の邦訳の事前送付、専門用語の表現の事前確認、英文PCテイクカーへの手引書送付、機器接続の各担当者との事前打ち合わせも含めて全体を俯瞰する立場の者の配置は不可欠であることが示された。また、視覚障害のある人が司会という役割を円滑にこなすためには、事前打ち合わせの上、きめ細かく情報保障および移動支援を行う者の配置が不可欠であることが示された。

特に、視覚障害者への情報保障には多様な要素があり、定型化するのが難しい。そのため、情報保障を希望する本人の意向を正確に把握することが重要であることが示された。また、視覚障害者への「手引き」は情報コミュニケーションととらえるのが適切であり(高橋・鈴木, 2016)、情報保障とあわせて綿密な事前打ち合わせおよび状況に合わせた臨機応変な対応が必要であることが示唆された。

一方、来日した英語使用者である聴覚障害者への合理的配慮については、いくつかの課題が見出された。その背景には、日本訪問が初めての講演者であり日本の情報保障の状況に関する予測ができなかったこと、講演者の居住する国・地域での情報保障の提供状況から情報保障を受ける経験が乏しかったことが影響していたとも考えられるが、この点について本研究では十分に検討できなかった。開催地である日本とは事情の異なる国・地域からの障害のある人との事前打ち合わせには限界はあるとしても、今後は開催者側が提供できる情報保障をリスト化して具体的に示すなどの努力が求められる。また、今回は、英文のPCテイクカーは現地入力形態をとったが、国外まで視野に入れて遠隔文字通訳を発注することも視野に入れる必要があ

るだろう。

## VI. 要約

本研究は、聴覚または視覚に障害がある人が、日英両言語を使用する小規模国際会議に参加し、さらに進上の役割を円滑に遂行できるように提供した情報保障について、ある会議の例をもとに報告した。最初に、日本語使用者である聴覚障害者に対しては、手話通訳および遠隔文字通訳を、英語使用者である聴覚障害者に対しては英文 PC テイクを行いタブレット PC で提示した。次に、両言語を使用する視覚障害者が司会者としての役割を遂行するために、当人との打ち合わせの上、会場内での移動支援、質疑応答補助などを行った例について具体的に報告した。本例では、聴覚障害、視覚障害それぞれに合理的配慮に関するコーディネータの役割を果たす者を配置したことが円滑な合理的配慮提供につながったことが示唆された。海外からの参加者への情報提供については、国外での入力を含む遠隔文字通訳の利用についても選択肢に加え今後検討する必要があるだろう。

## 謝辞

本研究は、JSPS 科研費 (17K02081) 助成を受けインドの 2 人の研究者を招へいし実施した国際会議について、合理的配慮提供の観点から報告したものである。会議での合理的配慮の提供にあたっては、ウェスレー財団 2019 年度活動支援金、東京大学先端科学技術研究センター福島智教授からのご支援が不可欠であった。ここに記して感謝申し上げる。最後に、合理的配慮の実施にあたって貴重なご助言をいただいた JETRO アジア経済研究所森壮也主任調査研究員および筑波大学ラミチャネ・カマル人間系准教授に深く感謝申し上げます。

## 付記

本論文の分担は、古田が I および II と V、山田が III、金澤が IV である。

## 注

<sup>1)</sup> 宮本・秋山・亀井 (2015) は、手話話者であることが前提の国際会議における通訳について報告している。すなわち、2015 年に日本で開催されたアフリカ言語学会手話分科会において、通常は国際手話または英語で発表が行われるが、社会貢献の意図もあり開催国の手話すなわち日本手話への通訳を提供した例である。

- <sup>2)</sup> 栗田茂明開発。  
<sup>3)</sup> 第 1 著者と英語使用者である講演者は、それ以前の 2 年間にわたって 2 度インドで面談を行ったことがあるため、電子メールでの意思疎通に不自由はなかった。  
<sup>4)</sup> 当日、車いすの参加者はいなかった。  
<sup>5)</sup> 筑波技術大学三好茂樹開発。  
<sup>6)</sup> 筑波技術大学若月大輔開発。  
<sup>7)</sup> Jun Nagae 開発。iPhone などの iOS で IPTalk の文字通訳を見るためのアプリであり、現在は提供されていない。  
<sup>8)</sup> 日種隆三開発。IPTalk に連動した、Android 系のスマホやタブレットで IPTalk の文字通訳を見るためのアプリ。音声変換もできる。  
<sup>9)</sup> 平成 23 年から従来の「手引き」を基本とした制度は、情報保障を中心とし移動支援を含む重度視覚障害者同行援護事業となった (社会福祉法人日本盲人会連合会, 2015)。本稿では、この経緯を踏まえた上で移動支援の実現場面においては「手引き」を用いる。

## 文献

- 堀利和 (2014) 特集視覚障害者からみた「合理的配慮」の調査報告。視覚障害：その研究と情報, 308, 1-15.  
 加藤伸子・河野純大・村上裕史・皆川洋喜・西岡友之・三好茂樹・白澤麻弓・石原保志 (2007) 聴覚障害者のための学会における遠隔情報保障の試み。筑波技術大学テクノレポート, 14, 7-12.  
 川島聡・星加良司 (2016) 合理的配慮が開く問い。川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司 (著) 合理的配慮—対話を開く, 対話が拓く。有斐閣。  
 工藤正一 (2016) 特集合理的配慮を環境から考える。視覚障害は情報障害：三つの不自由と合理的配慮。Lisn: Library & information science news. 169, 6-10.  
 宮本律子・秋山奈巳・亀井伸孝 (2015) 第 8 回世界アフリカ言語学会 (WOCAL8) —手話分科会の運営をふりかえって—。手話学研究, 24, 51-58.  
 中野聡子・後藤睦・原大介・細井裕子・川鶴和子・隅田伸子・金澤貴之・伊藤愛理・楠敬太・望月直人・諏訪絵里子・吉田裕子 (2018) 学術手話通訳における日本手話要素の表出に関する分析：ろう通訳者と聴通訳者の比較から。大阪大学高等教育研究, 6, 1-13.  
 社会福祉法人日本盲人協会 (2015) 厚生労働省平成 26 年度障害者総合福祉推進事業視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査—報告書—。  
 砂田武志 (2017) 「手話で世界とつながりたい」国際手話の目指す未来 (特集 2020 年に向けて動く：創造し、継承されるために (2))。リハビリテーション, 597, 15-19.  
 高橋真琴・鈴木伸尚 (2016) 情報コミュニケーションとしての歩行を再考する—「介助としての手引き」時の相互交渉を通して—。鳴門教育大学情報教育ジャーナル, 13, 1-8.